

入会金及び会費に関する規程

平成23年5月26日制定

(入会金)

第1条 定款第7条の別に定める正会員の入会金は、次のとおりとする。
正会員 50,000円

(会費)

第2条 定款第7条の別に定める正会員及び賛助会員の会費は、次のとおりとする

1 正会員

正会員の会費は、次の固定会費及び口数会費とする。

ただし、各正会員の会費は、総会において別に定める会費算定基準に基づき算定された固定会費及び口数会費の合計額とする。

(1) 固定会費は、年度額 40,000円、80,000円及び120,000円の3段階とする。

ただし、個人会員は、年度額 40,000円とする。

(2) 口数会費は、年度額1口 24,000円とする。

(3) 会費は、原則として3か年間一定額とする。

2 賛助会員

賛助会員の会費は、年度額 40,000円とする。

(会費の納入)

第3条 会費及び入会金は、協会が発行する請求書により、請求月の翌月の末日までに納入することとする。

2 会費の年度額が200,000円以上の場合は、2期に分けて請求する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、社団法人三重電業協会の入会及び会費に関する基準に基づき手続きされた行為の効果は、この規程の施行後も有効なものであったとみなす。

会費算定基準

平成23年5月26日制定

(正会員の会費の額)

第1条 入会金及び会費に関する規程第2条第1項の正会員の会費の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 正会員の会費の額は、固定会費及び口数会費の合計額とする。

(固定会費)

(2) 固定会費の年度額は、資本金に基づいて算定する。

ただし、個人会員の固定会費の年度額は、40千円とする。

資本金区分 (百万円)	固定会費
0以上～10未満	40千円
10〃～20〃	80〃
20〃～	120〃

(口数会費)

(3) 口数会費の年度額は、次の基準に基づいて算定する。

1) 三重県における直近3か年の完成工事高の平均値に基づき算定する。

- ・ 完成工事高は、経営審査項目の電気、通信、消防の各設備についての官公庁、民間工事の合計額とする。
- ・ 県内に本社がある会員で県外に支社、支店等がある場合は、県外の支社、支店等の完工高を除くものとする。
- ・ 県外に本社がある場合は、三重県内での完工高とする。

2) 1口の年度額 24千円

3) 口数会費の年度額

官民完工高区分 (億円)	口数	口数会費
0以上～ 1未満	0	0千円
1〃～ 4〃	1	24〃
4〃～ 8〃	4	96〃
8〃～	9	216〃

附 則

- 1 この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この基準の施行前に、社団法人三重電業協会の会費算定基準に基づき手続きされた行為の効果は、この基準の施行後も有効なものであったとみなす。